

大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準の改正に関する検討の開始について

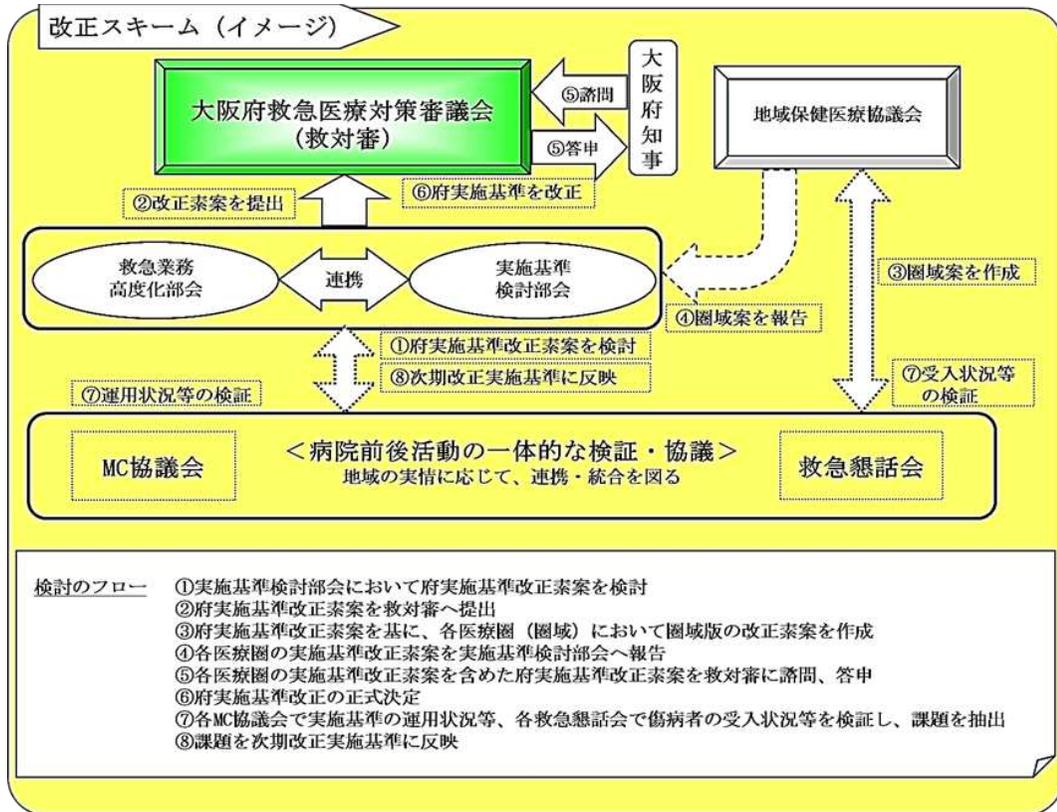
■経緯

- 消防機関による傷病者の搬送及び医療機関での当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図ることを目的とし、H21年消防法改正で策定を義務付け
- 本府では、H22年12月に「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を策定（⇒H26年11月、R2年12月に一部改正）
- 前回の改正から3年が経過しており、この間、各地域において実施基準検証が行われてきたところ

■今後の検討

- 各地域で行われている検証結果を集約し、府として実施基準の改正の必要性及び改正内容を検討を開始する
- 大阪府救急医療対策審議会 大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討部会 において検討を行う予定
- 専門的かつ詳細な検討を行うため、ワーキンググループを設置し、議論をすすめていくことを想定
- ※WGメンバーについては、今後、地域MCにも相談予定

実施基準本則P2「本府における実施基準改正のスキーム」



スケジュール（案）	令和6年度（2024年度）		令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
実施基準部会	実施基準部会で部会案を作成（高度化部会と連携）		救対審	圏域版実施基準の作成	救対審	周知期間	R9.1～適用
WG	検証E項目の分析	WGで詳細の検討	改正素案提示	圏域版含む改正案提示	ORION 更改（R8.10）		